

広く活用を図った。

#### 4 保護者が支出した教育費調査（承認統計）

この調査は、子供を公立及び私立の学校に通学させている保護者が支出した教育費の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を整備することを目的とし、文部省が実施した調査である。

#### 5 社会教育統計調査等

この調査は、社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、文部省が実施した調査である。

調査の種類は次のとおりである。

##### (1) 社会教育調査（指定統計第83号）

社会教育行政調査、公民館調査、図書館調査、博物館調査、青少年教育施設調査、婦人教育施設調査

##### (2) 生涯学習・社会教育施設等調査（承認統計調査）

博物館類似施設調査、文化会館調査（私立）、生涯学習・社会教育関係法人調査、民間における生涯学習関連事業所調査

##### (3) 文化会館調査（公立）（届出調査）

##### (4) 生涯学習関連事業調査（届出調査）

### 第7節 教職員の給与

平成2年度の教職員の給与改定については、平成2年10月11日の県人事委員会の給与勧告に基づき、平成2年12月定例県議会に給与条例の一部改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は次のとおりである。

#### 1 給料関係

##### (1) 給料表の改正

各給料表に定める給料月額が3.4%程度引き上げられたこと。

##### (2) 初任給基準表の改正

初任給の基準が改正され、これに伴い在職者調整が行われたこと。

##### (3) 加算額の改正

教育職給料表（教育職ニ）・高校教育職・小中教育職）の3級である者に対する加算額が次のとおり改められたこと。  
6,300円（改正前6,100円）

ただし、教育職給料表（ニ）及び高校教育職給料表の3級17号給（直前の号給が2級33号給であった場合に限る。）にあっては、7,200円（改正前6,900円）

また、小中教育職給料表の3級22号給（直前の号給が2級38号給であった場合に限る。）にあっては、8,100円（改正前8,000円）

#### 2 諸手当関係

##### (1) 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の最高支給限度額が265,000円（改正前255,000円）に改められたこと。

##### (2) 住居手当

家賃、間代等を支払っている職員に対する手当の月額が次のとおり改められたこと。

ア 家賃等の額が18,000円（改正前17,500円）以下の場合

手当額＝家賃等の額－8,000円

イ 家賃等の額が18,000円（改正前17,500円）を超える場合

手当額＝（家賃等の額－18,000円（改正前17,500円））×1/2（ただし、13,000円（改正前11,500円）を限度とする。）＋10,000円（改正前9,500円）

ウ 最高支給限度額 23,000円（改正前21,000円）

##### (3) 特殊勤務手当

ア 多学年学級担当手当

従事した日1日当たりの手当額が、次のとおり改められたこと。

(ア) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円（改正前 280円）

(イ) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円（改正前 230円）

イ 舎監業務職員の手当

(ア) 指定学校、養蚕・養蚕についての実習指導を伴う舎監業務 4,200円（現行どおり）

(イ) その他の舎監業務 3,600円（改正前 3,500円）

(ウ) 土曜日等の午後の舎監業務  
上記(ア)においては 2,100円（現行どおり）

上記(イ)においては 1,800円（改正前 1,750円）

(エ) 1月当たりの支給限度額 54,000円（改正前52,500円）

##### (4) 期末手当・勤勉手当

ア 期末手当の支給割合が次のとおり改められたこと。

6月期 1.6月分（改正前1.5月分）

12月期 2.0月分（改正前1.9月分）

3月期 0.55月分（改正前0.5月分）

イ 期末手当及び勤勉手当の算定基礎額に新たに職務段階等に応じた加算措置が導入されたこと。

##### (5) 宿日直手当

勤務1回当たりの手当額が、次のとおり改められたこと。

ア 宿直・日直勤務 3,600円（改正前3,500円）

イ 土曜日等半日直勤務 1,800円（改正前1,750円）

ウ 土曜日等宿日直勤務 5,400円（改正前5,250円）

##### (6) 休職者の給与

通勤による負傷若しくは疾病によって休職にされた場合の給与の取扱いを公務災害の場合と同様とすることとなった。